

京都市告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成30年10月12日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
社会福祉法人京都光彩の会（理事長 加藤 博史）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市中京区壬生仙念町30番地
- 3 事業所の名称
京都市朱雀工房
- 4 事業所の所在地
京都市中京区壬生仙念町30番地
- 5 指定する事業の種類
就労定着支援
- 6 指定年月日
平成30年10月1日
- 7 事業所番号
2610300523

(保健福祉局障害保健福祉推進室)